

第八十一回帝國議會

院 買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案外一件

委員會會議錄(速記)第十一回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 自動車交通事業法中改正法律案(政府提出 貴族院送付)(第八四號)

昭和十八年二月二十五日(木曜日)午後一時 十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 横川 重次君

理事佐久間 渡君 理事坂東幸太郎君

青木 精一君 逢澤 寛君

林 信雄君 内池久五郎君

植村 武一君 大島 寅吉君

毛山森太郎君 小浦 總平君

藤本 捨助君 鈴木 忠吉君

田中 亮一君 高野孫左衛門君

南郷 武夫君 信正 義雄君

羽田武嗣郎君 田中 好君

出席國務大臣左ノ如シ

鐵道大臣 八田 嘉明君

出席政府委員左ノ如シ

鐵道次官 長崎惣之助君

鐵道監 佐藤 榮作君

鐵道監 堀木 鎌三君

鐵道監 小林 紫朗君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

自動車交通事業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○横川委員長 是ヨリ開會致シマス、質疑ハ前會ヲ以テ終了致シマシタ、是ヨリ自動車交通事業法中改正法律案ヲ議題トシテ討論ニ付シマス——坂東幸太郎君

○坂東委員 本案ニ關シマシテハ各委員諸君ヨリ相當各方面カラノ質疑ガアリ、之ニ對シテ政府當局ヨリ相當詳細ナル御答辯ガゴザイマシテ、案ニ對シテハ各委員ハ大體

ニ於テ諒承致シテ居ルト考ヘルノデアリマスガ、私ハ討論ニ移リマシテ、聊カ意見ヲ述ベマシテ、此ノ案ニ對スル態度ヲ明カニシタイト思フノデアリマス、海上輸送ガ良好ナラザル爲ニ、其ノ海上輸送ノ部面マデ全部陸上輸送ニ委譲セラレタル結果、陸上輸送、殊ニ鐵道輸送ノ責任ガ一層重要性ヲ加ヘテ來タノデアリマス、是ニ於テ鐵道輸送ニ對スル見方ハ從來ヨリハ一層異ツタ目ヲ以テ、所謂倍加セル重要性ヲ以テ見ル必要ガアルト思フノデアリマス、此ノ點カラ考ヘマスルナラバ、鐵道ニ關スル、即チ機關車ナリ、或ハ貨車ナリ、客車ナリ、サウ云フモノヲ拵ヘルニ當リマシテ、其ノ資材ニ關シマシテハ、須ク軍需品ヲ以テ見ルト云フコトガ適當ダト思フノデアリマス、所ガ此ノ汽車ノ輸送ヲ完全ニスルニハ貨物自動車ト云フモノガ、或ハ小運送ノ立場カラ、或ハ又汽車ノ代行ト云フヤウナ立場カラ十分ニ機能ヲ發揮シナケレバ、鐵道輸送ノ完全ハ期スルコトガ出來ナイト思フノデアリマス、此ノ觀點カラ致シマスルナラバ、貨物自動車ヲ製造スル所ノ資材、或ハ修理スル所ノ資材ニ對シマシテモ、鐵道ノ場合ト同様ニヤハリ軍需品ヲ以テ、少クトモ軍需品ニ準ジタ見方ヲ以テスルト云フコトガ適當ト考ヘルノデアリマス、又此ノ自動車輸送ヲ完全ニスルニ付キマシテハ單ニ法規ノ改正、或ハ技術ノ改善ダケデハ足りナイ、ドウシテモ新車ヲ製造シ、或ハ休車ノ修理、修復ヲ行フテ之ヲ活用スルト

云フ工合ニ、其ノ數量ヲ殖ヤサナケレバ、以テ自動車輸送ノ完璧ヲ期スルコトハ出來ナイト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ關シマシテ政府ハ十分ナル所ノ注意ト關心ヲ拂ツテ、此ノ自動車ノ數ノ増加ニ御努力ヲ願ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、即チ若シ日本ノ物動計畫ニ於テ自動車製造ノ資材ニ對シマシテモ、軍需品若シクハ軍需品ヲ以テ待遇ヲ致シマスルナラバ、現在ノ貨物自動車ハ相當量殖エル餘地ガアルモノト考ヘルノデアリマス、而シテ又假令貨物自動車ガ殖エマシテモ、之ヲ運轉スル所ノ運轉手ガ殖エナケレバナラヌ、サウ云フ立場カラ政府ハ須ク運轉手ノ養成、又其ノ資質ノ向上ト云フヤウナ方面ニ十分ノ注意ヲ拂ツテ之ニ對スル所ノ設備ヲスベキモノト考ヘルノデアリマス、又一面考ヘマスルナラバ貨物自動車ノ能力ヲ十分發揮出來ナイ、其ノ缺ヲ補フモノハ即チ牛車馬車等デアル、詰リ汽車ノ輸送ガ本體デ、ソレヲ補フニ貨物自動車ヲ以テシ、更ニソレヲ補フニ牛車馬車ヲ以テスル、譬ヘテ申シマスナラバ汽車輸送ハ車ノ軸デアリ、自動車輸送ハ輪デアリ、牛馬車等ノ輸送ハ車體デアル、此ノ三者ヲ組合ハセテ完全ニ連絡ヲ圖ツテ行キマスルナラバ、陸上輸送ハ必ズシモ悲觀スベキモノデナイト思フノデアリマス、此ノ點ニ對シマシテ政府ハ十分御努力アラシムコトヲ切望スルノデアリマス、而シテ第三ノ牛馬車等ニ關シマシテハ昨日モ申上ゲマシタガ、成程牛馬ノコト、或ハ其ノ飼料ノコト

ハ農林省ノ管轄デアリマスガ、須ラク鐵道省モ之ニ向ツテハ關心ヲ拂ヒ、殊ニ又是等ノ輸送ニ關スルコトハ勿論鐵道省ノ管轄デアリマスカラ、十分ニ其ノ機能ヲ發揮スルヤウニ御注意ヲ御願ヒスル次第デアリマス、斯ク致シマスルナラバ必ズヤ陸上輸送ノ完璧ヲ期スルコトガ出來ルノデハナイカ、若シ不幸ニシテ物動計畫ニ於テ此ノ資材ノ供給ヲ澁ルト云フヤウナコトガアリマスルナラバ、陸上輸送ノ蹉跌ハ、或ハ作戰計畫ニ大蹉跌ヲ生ズル虞ガアリマスルカラシテ、飽クマデ陸上輸送ハ作戰ノ一部デアル、サウ云フ見解ニ於キマシテ須ラク鐵道當局ハ、殊ニ斯道ニ堪能ナル八田鐵道大臣ハ閣議ニ於テ國務大臣トシテ此ノコトヲ主張シ、又企畫院ノ諸公ニ對シマシテハ十分此ノ點ヲ理解セシメ、飽クマデ作戰ノ一部デアルト云フ建前カラ、此ノ陸上輸送ニ對シテハ十分ナル御努力アラシムコトヲ切望スルノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ私ハ本案ニ對シ贊成ノ意ヲ表スル者デゴザイマス

○横川委員長 討論ハ終局致シマシタ是ヨリ採決ヲ致シマス、原案ニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス (總員起立) ○横川委員長 起立總員仍テ本案ハ原案通り可決致シマシタ、長期間ニ互リマシテ御熱心ナル御審議ヲ頂戴シテ、甚ダ委員長行キ届キマセズデ恐縮デアリマシタガ、洵ニ有難ウゴザイマシタ、是ヲ以テ散會致シマス 午後一時二十五分散會

昭和十八年三月三日印刷

昭和十八年三月四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局